

延納の許可限度額

Q : 延納できる限度額が改正になったようですが、どのようになったのですか？

A : 計算方法が示され、厳格になりました。

【解説】

国税庁は、このほど、延納・物納制度にかかる通達を公表しました。

それによりますと、延納できる限度額は、次の算式で求めた金額となっています。

$$A - \{ (B + C + D) - ([E \times 3] + F) \}$$

A : 納付すべき相続税額

B : 納税者がAにかかる納期限又は納付日において有する現金の額

C : 納税者がAにかかる納期限又は納付日において有する預貯金の額

D : 納税者がAにかかる納期限又は納付日において有する換価の容易な財産の額(評価が容易であり、かつ、市場性のある財産で速やかに売却等の処分ができるもの等)

E : 生活のため通常必要とされる1月分の費用(①から②を控除した額)

① 前年の収入金額、所得税、地方税及び社会保険料の額に1/12を乗じた額

② 申請者と収入のある配偶者及び扶養親族の生活費並びに扶養親族の生活費のうち配偶者が負担する額

F : 事業の継続のために当面必要な運転資金(Aに係る納期限又は納付すべき日の翌日から資金繰りの最も窮屈になると見込まれる日までの総支出見込金額から総収入見込金額を差し引いた額)

